

企業会計基準委員会御中

平成 16 年 9 月 29 日付け「排出量取引の会計処理に関する当面の取り扱い（案）」
に関するご確認点等について平成 16 年 11 月 4 日
財団法人 地球産業文化研究所
京都メカニズム促進のための会計関係論点調査研究委員会

平成 16 年 9 月 29 日付け「排出量取引の会計処理に関する当面の取り扱い（案）」について、以下の点に関する理解のご確認と、それに関連したご提案をさせていただきます。

1. 「出資を通じて取得する場合」の「出資」について

取得形態として「出資」を通じた場合はいくつかのケースが想定され、各場合についての処理を明確にする必要があると考えます。

この点、草案の P 4 3(2)「出資を通じて取得する場合」でいう「出資」について、いくつかのケースが想定されていると理解しております。

出資先が直接プロジェクトを手がけ、そのリターンの一部として、または出資成果に付随してクレジットを得る場合（柱書き部分）
既存の子会社等がプロジェクトを遂行し当該子会社からクレジットを得る場合（また書き部分）
出資したカーボンファンド（直接又は第三者への出資のリターンとして取得したファンド）からその成果の分配としてクレジットを得る場合（なお書き部分）

(1) 直接プロジェクトを手がける企業への出資の場合について【確認】

の出資先が直接プロジェクトを手がけるケースの典型例として C D M 事業があります。C D M 事業の一般的な形態は、主たる事業（例えば、廃棄物を利用した発電や、発電所の燃料転換、あるいは埋立地でのメタンガスの回収とその発電利用等）に加えて、事業がもたらす追加的な環境価値¹について排出削減量として C E R が発行されるというものです。従って、C D M 事業への投資は、C E R のみを取得するのを目的として行われるというわけではなく、主たる事業目的での収益と付随的に得られる C E R を併せて採算性が確保されることが多いといえます。また、C E R が発行されるクレジット期

¹ C D M 事業として認められ、その排出削減量が C E R として C D M 理事会で認められるためには、仮にそのプロジェクトがなかった場合に比べ、そのプロジェクトがどれ位多く（追加的に）排出削減するのか、ということを確認に示す必要がある。もしこのプロジェクトをしなくても、他に同レベルのプロジェクトが行われるようであれば、その場合はプロジェクトがなかった場合に比べ、追加的な削減は無いことになる（追加性がない）。従って、C E R も発生しないことになる。

間終了後も主たる事業は継続されることもありえます。

この場合、「出資」を通じてクレジットが得られるのは確かではありますが、クレジットが出資に対しどのような位置づけにあるのかは、いくつかのパターンに分かれるように思われます。

P 4 3(2) 柱書き（出資を通じて取得する場合）に該当する場合については、以下の3つのパターンに分類できると考えました。

パターン1

出資に対するリターンが主たる事業からの収益とクレジットで構成され、かつ出資とリターンの対応関係が明確な場合（クレジット部分に対する出資分が明確に特定できる場合）

例．従来に比べ二酸化炭素発生を削減する火力発電事業

通常の発電設備に二酸化炭素回収装置を設置することで排出削減を行う場合、クレジット部分への投資は二酸化炭素回収装置分と特定できると考えられる。

パターン2

出資に対するリターンが主たる事業からの収益とクレジットで構成され、かつ、出資とリターンの対応関係が明確でない場合（クレジット部分に対する出資分が明確に特定できない場合）

例．埋立地から発生するメタンガスを回収しそのガスで発電する事業

埋立地にメタン回収装置を設置し、従来大気中に放散していたメタンを回収することで排出削減することに加え、回収したガスで発電を行い、従来用いられていた石炭発電の電力を置き換えることで、この面でも排出削減に寄与するという事業などがこの場合にあたる。（CDM事業ではこの両方の側面に対しクレジットが付与されうる。）この場合、メタン回収装置と発電装置のどの部分からどれだけのクレジットが生じたのかを明確に把握するのは困難である。特にメタン回収装置は、メタン削減に加え、発電での二酸化炭素削減にも燃料供給設備として寄与しているため、クレジット発生への寄与度を決めるのが難しい。

パターン3

出資に対するリターンがすべてクレジットの場合。

出資は、クレジット代金の前渡金的性格を持つと理解する。

例．CDM事業においてフロン破壊事業がその典型となりうる²

主たる事業目的（発電等）がなくクレジット発生のみが目的となるものである（CDM事業としてはむしろ例外的）。出資はクレジット獲得目的のとき事業収入に該当するクレジットを受け取るのであれば前渡金的性格が濃厚であり、この場合の処理は本草案提示の考え方で処理が可能であると理解する。

1) パターン1に関して

取得したクレジットの評価方法について、クレジット部分に対する出資分を期待

² 注) CDM案件としてイネオスケミカル社が韓国で行ったフロン破壊事業は、現地子会社を利用しているため草案P 4 2(2) また書きの場合に相当し、ここでの例示とは異なる。

総クレジット量³に対する当期に実現したクレジット発生量の比率で按分し、当該配分原価をもって取得原価とするのでしょうか、或いはクレジットを受け取った際の時価で評価するのでしょうか(この場合、出資契約とは別個のクレジット売買契約を結ばないとする、受贈益が発生することがあると理解してよいでしょうか。)

また、配分原価で評価する場合には、P 4 3(2) なお書きに基づき、クレジット部分に対する出資分について前渡金処理をしてよいと理解してよいでしょうか。

2) パターン2に関して

C D M等の事業投資において、主たる事業から収益を得られる部分とクレジットを得られる部分について投資との対応関係が明確でない場合、出資金を期待総収益の割合で分け、クレジット系統で回収できるとみられる部分については前渡金で処理してよいと理解してよいでしょうか。

(2)「出資」の形態による分類について【確認】

出資が法人形態をとる場合はP 4 3(2) 柱書きに従って処理をし、法人で無い場合⁴は前渡金として処理をすると理解してよいでしょうか。

(3)「出資」に関する場合わけについて【提案】

出資を資金提供と見た場合、上記(1)の場合以外に、融資で利子部分のリターンをクレジットとするようなケースが想定されます。

元本部分はキャッシュで返済を受けるにしても、早期の事業立ち上げ支援目的での融資の場合、投資先でのキャッシュ確保と、早期のクレジット確保のインセンティブとしてこのようなケースが考えられます。

このように排出権獲得のために資金提供する形態としては様々なものが考えられます。そして、それらをすべて金融商品または前渡金の処理の記述で示すことは読者にとって理解が難しいと考えます。よって、事業資金提供の性質を、法的制度または契約に基づき、資本金への出資金、貸付金、前渡金、リミテッド・パートナーシップへの出資というように分類した上で、具体的会計処理を明示する方が理解しやすくなると思われます。

2. 未着品について【確認】

草案P 3 3(1) 脚注3において、取得前に売却できる場合には「たな卸資産」とすることができるとの注記があります。この趣旨について、自社の(国家登録簿上の)保有口座にクレジットが計上される前に、第三者に売却した場合の処理を想定していると解釈してよいでしょうか。

3. 排出クレジット取得時の処理について【確認】

草案P 7 付録2 排出クレジット取得時の処理で「無形固定資産」の他に「投資

³ クレジット発生期間中に発行が期待される総クレジット量

⁴ ファンドや多くの民法組合の場合など

その他の資産」を加えている理由は何でしょうか。弊会では、出資を通じてクレジットを取得した場合、クレジット勘定に振り替えず出資金として処理している企業が多い実態に配慮したものではないかと拝察しております。

以 上